

参考：用語解説及び算定の概要

<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率という。</p> $\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = - (\text{なし})$ <ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ※ 本県の一般会計等に属する会計 一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、証紙収入整理特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、公債管理特別会計 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="464 663 1257 763"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計等の実質赤字額(△は黒字)</td> <td>△24,385</td> <td>△22,193</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>398,812</td> <td>401,253</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H28	一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△24,385	△22,193	標準財政規模	398,812	401,253																		
	H29	H28																										
一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△24,385	△22,193																										
標準財政規模	398,812	401,253																										
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率という。</p> $\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = - (\text{なし})$ <ul style="list-style-type: none"> 連結実質赤字額:イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額 イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="464 1238 1257 1525"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結実質赤字額(△は黒字)</td> <td>△46,302</td> <td>△51,172</td> </tr> <tr> <td>一般会計等</td> <td>△24,385</td> <td>△22,193</td> </tr> <tr> <td>岩手県流域下水道事業特別会計</td> <td>△910</td> <td>△1,260</td> </tr> <tr> <td>岩手県港湾整備事業特別会計</td> <td>△1,266</td> <td>△1,430</td> </tr> <tr> <td>岩手県立病院等事業会計</td> <td>△8,334</td> <td>△13,369</td> </tr> <tr> <td>岩手県電気事業会計</td> <td>△10,943</td> <td>△12,498</td> </tr> <tr> <td>岩手県工業用水道事業会計</td> <td>△464</td> <td>△422</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>398,812</td> <td>401,253</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと一致しない箇所がある。</p>		H29	H28	連結実質赤字額(△は黒字)	△46,302	△51,172	一般会計等	△24,385	△22,193	岩手県流域下水道事業特別会計	△910	△1,260	岩手県港湾整備事業特別会計	△1,266	△1,430	岩手県立病院等事業会計	△8,334	△13,369	岩手県電気事業会計	△10,943	△12,498	岩手県工業用水道事業会計	△464	△422	標準財政規模	398,812	401,253
	H29	H28																										
連結実質赤字額(△は黒字)	△46,302	△51,172																										
一般会計等	△24,385	△22,193																										
岩手県流域下水道事業特別会計	△910	△1,260																										
岩手県港湾整備事業特別会計	△1,266	△1,430																										
岩手県立病院等事業会計	△8,334	△13,369																										
岩手県電気事業会計	△10,943	△12,498																										
岩手県工業用水道事業会計	△464	△422																										
標準財政規模	398,812	401,253																										
<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率という。</p> $\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$ <p style="text-align: center;">= 18.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> 準元利償還金:イからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子 																											

実質公債費比率 (つづき)	【本県の状況】			(単位:百万円)
		H29	H28	H27
	地方債の元利償還金	119,442	121,454	130,107
	地方債の準元利償還金	11,951	12,301	11,948
	イ	868	930	897
	ロ	10,179	10,383	10,094
	ハ	-	-	-
	ニ	904	987	955
	ホ	0	1	2
	特定財源	1,213	1,261	1,185
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	74,064	74,741	75,168	
標準財政規模	398,812	401,253	406,527	
実質公債費比率(3カ年平均)	18.2%			

将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を将来負担比率という。					
	$\text{将来負担比率}(\%) = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = 224.2\%$					
	<ul style="list-style-type: none"> ・将来負担額: イからヌまでの合計額 イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの) ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額 チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 リ 連結実質赤字額 ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ・充当可能基金額: イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金 					
	【本県の状況】H29 (単位:百万円)					
		将来負担額	充当可能基金額	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
	イ. に係るもの	1,375,859	18,617	50,624	740,295	566,323
	ロ. に係るもの	3,627	-	1,077	656	1,893
	ハ. に係るもの	70,174	-	-	31,713	38,461
	ニ. に係るもの	-	-	-	-	-
	ホ. に係るもの	176,003	-	-	-	176,003
ヘ. に係るもの	145	-	-	-	145	
ト. に係るもの	-	-	-	-	-	
チ. に係るもの	-	-	-	-	-	
リ. に係るもの	-	-	-	-	-	
ヌ. に係るもの	-	-	-	-	-	
特定できないもの	-	54,560	-	-	△54,560	
合計	1,625,809	73,178	51,701	772,665	728,265	
標準財政規模					398,812	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					74,064	
※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。						

将来負担比率 (つづき)	【本県の状況】H28					(単位:百万円)
	将来負担額	充当可能基金額	特定財源見込額	基準財政需要額 算入見込額	差引	
イ.に係るもの	1,407,168	23,658	50,135	756,879	576,495	
ロ.に係るもの	4,542	-	1,384	832	2,326	
ハ.に係るもの	82,443	-	-	32,213	50,230	
ニ.に係るもの	-	-	-	-	-	
ホ.に係るもの	178,072	-	-	-	178,072	
ヘ.に係るもの	93	-	-	-	93	
ト.に係るもの	-	-	-	-	-	
チ.に係るもの	-	-	-	-	-	
リ.に係るもの	-	-	-	-	-	
ヌ.に係るもの	-	-	-	-	-	
特定できないもの		58,169	-	-	△58,169	
合計	1,672,318	81,827	51,519	789,924	749,048	
標準財政規模					401,253	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					74,741	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を資金不足比率という。																																		
	$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = -(\text{なし}) \quad (\text{【本県の状況】に記した5会計全て})$																																		
	<p>・資金の不足額</p> <p>資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額</p> <p>資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-歳入額)-解消可能資金不足額</p> <p>※ 解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。</p> <p>※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。</p> <p>・事業の規模</p> <p>事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額</p> <p>事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額</p> <p>※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。</p> <p>※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。</p>																																		
	<p>【本県の状況】</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H29</th> <th colspan="2">H28</th> </tr> <tr> <th>資金不足額※</th> <th>事業の規模</th> <th>資金不足額※</th> <th>事業の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県流域下水道事業特別会計(法非適)</td> <td>△910</td> <td>4,131</td> <td>△1,260</td> <td>4,054</td> </tr> <tr> <td>岩手県港湾整備事業特別会計(法非適)</td> <td>△1,266</td> <td>278</td> <td>△1,430</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>岩手県立病院等事業会計(法適)</td> <td>△8,334</td> <td>88,513</td> <td>△13,369</td> <td>87,899</td> </tr> <tr> <td>岩手県電気事業会計(法適)</td> <td>△10,943</td> <td>838</td> <td>△12,498</td> <td>4,871</td> </tr> <tr> <td>岩手県工業用水道事業会計(法適)</td> <td>△464</td> <td>5,278</td> <td>△422</td> <td>835</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ △は資金余剰</p>		H29		H28		資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模	岩手県流域下水道事業特別会計(法非適)	△910	4,131	△1,260	4,054	岩手県港湾整備事業特別会計(法非適)	△1,266	278	△1,430	277	岩手県立病院等事業会計(法適)	△8,334	88,513	△13,369	87,899	岩手県電気事業会計(法適)	△10,943	838	△12,498	4,871	岩手県工業用水道事業会計(法適)	△464	5,278	△422	835
	H29		H28																																
	資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模																															
岩手県流域下水道事業特別会計(法非適)	△910	4,131	△1,260	4,054																															
岩手県港湾整備事業特別会計(法非適)	△1,266	278	△1,430	277																															
岩手県立病院等事業会計(法適)	△8,334	88,513	△13,369	87,899																															
岩手県電気事業会計(法適)	△10,943	838	△12,498	4,871																															
岩手県工業用水道事業会計(法適)	△464	5,278	△422	835																															